

## あかし保健所 駐車場管理業務

あかし保健所駐車場運営に必要な設備を設置し、日常保守及び維持管理（24時間年中無休（休業日なし））を行う。

【参考】あかし保健所駐車場台数（2022年4月以降予定）

全体 30台

〔内訳〕 施設利用者用 22台（普通車用19台、身障者用3台）

公用車用 8台

※ただし、いずれ30台すべてが施設利用者用となる見込み。

### 1 駐車場設備の設置

#### (1) 設置期間

2023年4月1日から市が指定する期間

#### (2) 設備基準

下記の基本システムに対応したものとする。

〔設備の基本システム〕

- ・ 駐車場入り口に駐車券発行機と出口に高額紙幣対応の料金精算機を設置する。
- ・ 駐車場利用者は駐車券に記録された入庫時間を基にした使用料金を支払う。
- ・ 駐車場は無人で自動料金精算機で料金を精算する。
- ・ 運用は駐車券と現金による精算だけでなく、公用車についてはパスカードでの運用も行う。
- ・ 料金精算機には利用者からの問い合わせ等に24時間年中無休（休業日なし）の対応できるインターフォン等を設置すること。
- ・ 入口に満空看板を設置すること。

#### (3) 契約終了時の対応

本契約が終了した時は契約終了日から7日以内に受託者が設置した設備機器及び付属物を撤去し、原状回復を行うこと。ただし、双方協議の上、残置することを認める場合がある。

#### (4) 設備の設置及び解体に伴う現場対応及び費用負担について

設備の設置、解体撤去に伴う現場対応は受託者が行うとともに、工事に係る全費用（電気その他の付帯工事を含む）は受託者が負担すること。

## 2 駐車場の運営及び日常管理業務内容

### (1) 日常保守

- ・場内に駐車場機器の操作説明及び利用規約等を表示すること
- ・各機器内に収める駐車券・ロール紙・釣銭金は受託者の負担により、不足することがないように補充するとともに、廃券の回収を行うこと。

### (2) 定期点検

- ・駐車場管制設備機器が支障なく運用できるように、年6回の点検を行うこと。

### (3) 駐車場の利用状況報告及び使用料の取り扱いについて

- ・使用料は下記の金額とし、その収入は市に帰属するものとする。

[基本料金]

終日 30分につき100円

[最大料金]

駐車後24時間 700円

- ・受託者は、市の定めた期間内において、精算機内の使用料を取り出し、利用状況など使用料がわかる資料と共に市に提出すること。
- ・駐車場の利用状況報告は月締めとし、翌月5日までに利用台数及び使用料金額、その他市が求める報告書の提出すること。
- ・その他、駐車場の利用状況報告及び使用料の取り扱いについての必要な事項は別途協議によるものとする。

### (4) トラブル対応

- ・駐車場内の電話又はインターフォンを精算機もしくはその周辺に設置し、トラブルが発生した場合には受託者と利用者が24時間直接対話できる体制を構築すること。
- ・コールセンターは駐車場対応専門のコールセンターによる対応とすること。
- ・出口ゲートバーは、遠隔操作による出庫対応を可能とすること。
- ・機器の不具合等24時間年中無休、現地での一時対応ができるようにすること。

(駐車券・コイン詰りの除去、ゲートバー折れ時の復旧対応等)

- ・駐車場に関する苦情等処理のうち、現場対応が必要な場合は、連絡を受けてから30分以内に現場に到着し対応にあたること。

### (5) 割引認証機の貸与について

- ・受託者は、本契約期間中、市が駐車場使用料の減免に使用するための割引認証機を、市に5台貸与する。
- ・割引認証機に不具合が生じた場合、受託者は速やかに対応すること。なお、市の故意または重過失による不具合が認められた場合の原状回復に要する費用については、受託者は市に請求できるものとする。
- ・契約終了の時は、市は認証機を契約終了時の状態で受託者に返還する。

(6) その他

- ・受託者は、本契約に含まれる管理業務の瑕疵に起因する事故及び使用料の盗難、紛失等の損害賠償請求に備え、駐車場の運営と管理に係る必要な賠償保険に加入しなければならない。
- ・料金精算機は盗難等の防犯対策が施されているものであること。
- ・大規模な施設修繕や環境整備等の必要が生じた場合の対応は、別途協議する。
- ・受託者は、駐車場の運営・利用促進に関しては市に積極的に協力するものとする。